



第2期

ふじさんっこ
応援プラン

静岡県次世代育成支援対策行動計画
静岡県子ども・子育て支援事業支援計画
静岡県子どもの貧困対策計画

中間見直し版



令和5年3月

静岡県

はじめに



子どもは、社会に希望と活力をもたらす地域の宝であり、この大切な宝を育てる子育ては、極めて尊い仕事です。

県では、「子育ては尊い仕事」という理念の下、平成27年2月に策定した「ふじさんっこ応援プラン」に基づき、未来を担う子どもと子育て家庭を社会全体で応援してまいりました。

未来の静岡県をより活力あるものとするためには、若い世代が結婚に憧れを抱き、子どもを持ちたいという希望が叶えられるよう、結婚から妊娠・出産、子育てまでの、切れ目のない、きめ細かな支援が必要です。また、虐待や貧困をなくし、生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが等しく大切に育まれる社会を実現しなければなりません。

このたび、社会情勢の変化やこれまでの取組の課題を踏まえ、「第2期ふじさんっこ応援プラン」を策定しました。基本理念を継承しつつ、「静岡県子どもの貧困対策計画」を取り込み、外国につながる子どもへの支援などの新たな取組を盛り込んでいます。家庭、地域、学校、職場等の皆様と共に、一人ひとりに寄り添った支援や環境づくりを進めてまいります。

今後も、本プランの推進により、県の全ての子どもと子育て家庭が、思いやりに満ちた地域の中で、将来の夢を描き幸福を実感できる「生んでよし 育ててよし」「生まれてよし 老いてよし」の“ふじのくに”を実現してまいります。

令和2年3月

静岡県知事 川勝平太

目 次

第1章 計画策定に当たって

P.1

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の性格 1
- 3 計画の期間 1
- 4 計画の対象 1

第2章 計画策定の背景

P.2

- 1 少子化をめぐる状況 2
- 2 子どもと家庭を取り巻く環境 3

第3章 計画の考え方

P.4

- 1 基本理念及び基本目標 4
- 2 施策の体系 5
- 3 計画の推進体制 6
- 4 計画の達成状況の点検及び評価 7
- 5 市町との連携及び協働 7

第4章 施策の推進

P.8

第1 結婚や出産の希望がかなえられる社会の実現 8

- 1 未来を担う若者の育成と支援 8
 - (1) 勤労観・職業観の醸成 9
 - (2) 学生・若者の就職支援 10
 - (3) 結婚支援の推進 11
- 2 子どもや母親の健康の保持・増進 12
 - (1) 妊娠・出産期から子育て期までの母子への支援 13
 - (2) 子育て支援における医療との連携 14
 - (3) 食育の推進 15

第2 安心して子どもを育てることのできる社会の実現…………… 16

1 子育てと仕事の両立支援……………	16
(1) 企業における働き方の見直し……………	17
(2) 男性の家事・育児参画の促進……………	19
2 地域の子育て支援……………	20
(1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成……………	21
(2) 県民が望む数の子どもを生み育てやすい環境整備……………	22
3 保育と放課後児童クラブの充実……………	23
(1) 待機児童の解消を目指す施設整備の促進……………	24
(2) 保育と放課後児童クラブの質の向上……………	25
4 子どもの健やかな成長を支える教育の推進……………	27
(1) 幼児教育の充実……………	28
(2) 確かな学力の向上……………	29
(3) 地域ぐるみの教育の推進……………	31
5 安全と安心の社会の形成……………	32
(1) 子どもの安全の確保……………	33
(2) 子育てを支援する生活空間の整備……………	36

第3 すべての子どもが大切にされる社会の実現…………… 38

1 配慮が必要な子どもへの支援……………	38
(1) 児童虐待・DV防止対策の推進……………	39
(2) 児童福祉施設・里親等で暮らす子どもへの支援……………	41
(3) ひとり親家庭の自立の促進……………	42
(4) 外国につながる子どもへの支援……………	44
2 子どもの貧困対策の充実……………	45
(1) 教育の支援……………	46
(2) 生活の安定に資するための支援……………	48
(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援……………	51
(4) 経済的支援……………	52
3 障害等のある子どもへの支援……………	53
(1) 多様な障害や疾病に応じたきめ細かな支援……………	54
(2) 特別支援教育の充実……………	56

1 幼児期の教育・保育の推進	58
(1) 区域の設定	58
(2) 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	58
(3) 県の認可・認定に関する需給調整の考え方	68
(4) 幼児期の教育・保育の一体的提供	68
(5) 特定教育・保育と特定地域型保育の従事者数	70
(6) 教育・保育情報の公表	70
2 放課後児童対策の推進	71
(1) 放課後児童クラブの量の見込みと確保方策	71
(2) 放課後子供教室との一体型の推進	72
(3) 放課後児童クラブの従事者数	72

資料 1	数値目標一覧	73
資料 2	少子化をめぐる状況	77
資料 3	子どもと家庭を取り巻く環境	82
資料 4	「少子化対策に関する県民意識調査」の概要	87
資料 5	「静岡県子どもの生活アンケート」の概要	88
資料 6	「地域子ども・子育て支援事業」の概要	89
資料 7	第2期ふじさんっこ応援プランに掲げる施策とSDGsの関係	90
資料 8	次世代育成支援対策推進法（抄）	91
資料 9	子ども・子育て支援法（抄）	93
資料 10	子どもの貧困対策の推進に関する法律（抄）	97
資料 11	静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て支援部会関係	98
資料 12	静岡県少子化対策協議会関係	102
資料 13	第2期ふじさんっこ応援プランの策定経過	104
資料 14	用語解説	105

第2期 ふじさんっこ応援プラン 中間見直しの概要

★中間見直しのポイント①

社会情勢に応じた
少子化対策の体制を整備！
⇒ **結婚支援、子育てと
仕事の両立支援を強化**

見直し
なし

第1章 計画策定にあたって

①計画策定の趣旨

「ふじさんっこ応援プラン(H27年2月策定)」の基本理念である「子育ては尊い仕事」を継承しつつ、社会情勢の変化やこれまでの取組の課題を踏まえ、「第2期ふじさんっこ応援プラン」を策定。計画中間年に事業の進捗状況に応じた見直しを実施。

②計画の性格

- ・静岡県次世代育成支援対策行動計画
- ・静岡県子ども・子育て支援事業支援計画
- ・静岡県子どもの貧困対策計画
- ・静岡県の新ビジョンの分野別計画

策定時：基本計画(2018～2021年度)

現行：後期アクションプラン(2022～2025年度)

③計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

④計画の対象

子ども、子どもの親、子どもを取りまく社会のすべての構成員(家庭、地域、学校、職場等)

中間年：令和4年度

見直し
なし

第2章 計画策定の背景

少子化をめぐる状況

★少子化の進行には歯止めがかからず深刻化

- ・毎年の出生数が低下し、子どもの数が減少
合計特殊出生率 (H30) 1.50 ⇒ (R3) 1.36
- ・未婚化・晩婚化・晩産化の進行
平均初婚年齢 (H30) 夫 31.0歳、妻 29.1歳
⇒ (R3) 夫 30.8歳、妻 29.2歳
- ・理想とする子どもの数と実際に持つ子どもの数に乖離
平均理想子ども数 (H26) 2.43人 ⇒ (R1) 2.43人
平均予定子ども数 (H26) 2.01人 ⇒ (R1) 2.07人

子どもと家庭を取りまく環境

★引き続き支援の推進が必要

- ・依然として低い男性の育児休業取得率
男性の育児休業取得率 (H30) 8.7% ⇒ (R3) 9.2%
- ・解消されない待機児童 (⇒減少するも解消まで至らず)
待機児童数 (H31.4.1時点) 212人
⇒ (R4.4.1時点) 23人
- ・子どもの貧困問題
子どもの貧困率(全国) (H27) 13.9% ⇒ (H30) 13.5%
ひとり親世帯の貧困率(全国) (H27) 50.8% ⇒ (H30) 48.1%

少子化対策・子育て支援における主な課題

★課題は未解決、更なる対策や支援の推進が必要

- ・合計特殊出生率の向上 **結婚支援の推進**
- ・子育てと家庭における経済的負担の軽減
- ・男性の家事・育児への参画促進 **働き方の見直し**
- ・子育てと仕事の両立支援 **保育の充実と質の向上**
- ・保育の着実な受け皿整備
- ・困難を抱える子どもの把握と支援 **ヤングケアラー支援等**

見直し
なし

第3章 計画の考え方

基本理念

子育ては尊い仕事

-社会全体で、未来を担う子どもと子育て家庭を応援-

理念の下での「目指すべき社会の姿」

すべての子どもたちが大切に育まれ、誰もが豊かさを実感でき、子どもたちの笑顔があふれる社会

基本目標

第1 結婚や出産の希望がかなえられる社会の実現

第2 安心して子どもを育てることのできる社会の実現

第3 すべての子どもが大切にされる社会の実現

見直しあり

見直し
あり

幼児期の教育・保育と 放課後児童クラブの需給計画

1 幼児期の教育・保育の推進

- (1)区域の設定
- (2)幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

15
市町
見直し

- ・待機児童の解消が進む中、少子化の影響による出生数の減少と、保護者の就労意欲の高まりによる保育ニーズ増の影響を反映。
- ・3歳児以上については、教育(幼稚園)ニーズから、保育ニーズへの移行傾向が顕著。
- ・0～2歳児については、保護者の就労状況の変化等によるニーズの変動を受け、出生数が減少している一方、当初計画よりやや高まったニーズを反映。

- (3)県の認可・認定に関する需給調整の考え方
- (4)幼児期の教育・保育の一体的提供
- (5)特定教育・保育と特定地域型保育の従事者数
- (6)教育・保育情報の公表

2 放課後児童対策の推進

- (1)放課後児童クラブの量の見込みと確保方策

13
市町
見直し

- ・共働き世帯の増加や、保護者の就労形態の変化等による利用申込の増を反映。

- (2)放課後子供教室との一体型の推進
- (3)放課後児童クラブの従事者数

★ 中間見直しのポイント ②

子どもが抱える社会的課題に対応した
子どもの支援を強化！
⇒ **ヤングケアラーへの支援を新たに反映**
I C T等を活用した教育支援の強化

★ 中間見直しのポイント ③

市町の子育て環境整備の充実を支援！
⇒ **出生数の減少への対応と**
就労状況に応じた保育ニーズ増
への対応



見直し
あり

第4章 施策の推進

課

現状と課題の見直し

指

指標の見直し

取

具体的な取組の見直し

第1 結婚や出産の希望がかなえられる社会の実現

就学・
就職・
結婚

妊娠・
出産

1 未来を担う若者の育成と支援 課

- (1) 勤労観・職業観の醸成 指 取
- (2) 学生・若者の就職支援 指
- (3) **結婚支援の推進** 指 取

2 子どもや母親の健康の保持・増進

- (1) 妊娠・出産期から子育て期までの母子への支援 指 取
- (2) 子育て支援における医療との連携 指 取
- (3) 食育の推進

第2 安心して子どもを育てることのできる社会の実現

働き方

子育て

1 子育てと仕事の両立支援

- (1) **企業における働き方の見直し** 指 取
- (2) 男性の家事・育児参画の促進

2 地域の子育て支援

- (1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成
- (2) 県民が望む数の子どもを生み育てやすい環境整備 指

3 保育と放課後児童クラブの充実 課

- (1) 待機児童の解消を目指す施設整備の促進 指
- (2) **保育と放課後児童クラブの質の向上** 指 取

4 子どもの健やかな成長を支える教育の推進 課

- (1) 幼児教育の充実 指 取
- (2) 確かな学力の向上 指 取
- (3) 地域ぐるみの教育の推進 指

5 安心して子どもを育てることのできる社会の実現

- (1) 子どもの安全の確保 指 取
- (2) 子育てを支援する生活空間の整備 指 取

第3 すべての子どもが大切にされる社会の実現

子育て

1 配慮が必要な子どもへの支援 課

- (1) **児童虐待・DV防止対策の推進** 指 取
- (2) 児童福祉施設・里親等で暮らす子どもへの支援 指
- (3) ひとり親家庭の自立の促進 指 取
- (4) 外国につながる子どもへの支援 指 取

2 子どもの貧困対策の充実

- (1) 教育の支援 指 取
- (2) 生活の安定に資するための支援 指 取
- (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援 指 取
- (4) 経済的支援

3 障害等のある子どもへの支援

- (1) 多様な障害や疾病に応じたきめ細かな支援 指
- (2) **特別支援教育の充実** 指 取

見直し
あり

主な数値目標

	数値目標名	目標値（R6年度）	
		見直し前	見直し後
第1	ふじのくに出会いサポートセンターにおける 成婚件数	—	45件
	産後、助産師等からの指導・ケアを十分に受けることができた人の割合	—	100%

第2	男性の育児休業取得率	13%	25.8%
	固定的性別役割分担意識にとらわれない男性の割合	65%	75%
	静岡県 次世代育成支援企業 認証の認証企業数	—	228社
	認定 こども園の設置数	—	354箇所
第3	しずおか保育士・保育所支援センターによる就職率	—	11.28%

第3	外国人児童生徒等に対して、必要な支援が実現できている学校の割合	小 85.7% 中 86.4% 高 90.0% 特 95.0%	100% (毎年度)
	発達障害児の支援 に携わる専門人材養成数	累計955人 (R2～6年度)	累計1,921人 (R2～6年度)

見直し
あり

現状と課題 ・ 具体的な取組

結婚支援	課題	・ コロナ禍 による出会いの機会減少等
	取組	・ ビッグデータ を活用したマッチングシステムの運用
子育てと仕事の両立	取組	・ テレワーク 導入や「くるみん」認定取得促進に向けた企業支援 ・ 在宅勤務等を活用し、 子育てしながら仕事ができる職住一体の住まい を提案
	課題	・ 送迎バスの運行等における 安全管理対策 ・ 職場環境の改善（ 不適切保育の防止 ）
保育の質の向上	取組	・ 安全管理や不適切保育未然防止研修 の実施 ・ ヒヤリハット事例と職場環境改善事例の共有 ・ 保育士の業務負担軽減を図る デジタル機器の活用支援
	課題	・ ヤングケアラーの問題が顕在化
ヤングケアラー支援	取組	・ ヤングケアラーに対する 認知度向上 ・ 支援ガイドラインの作成・周知 し、 教育、福祉等関係機関と連携 した取組を推進
	取組	・ I C Tを取り入れた指導 ・ 県立学校のI C T運用を総合的に支援 ・ オンライン学習用機器の整備

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県では、未来を担う子どもたちと、その子どもを健やかに育てようとするすべての人を社会全体で支援していくため、平成27年2月に「ふじさんっこ応援プラン」、平成28年3月に同プランの別冊として「子どもの貧困対策計画」を策定しました。

この計画期間は、令和元年度までであることから、同プランの基本理念である「子育ては尊い仕事」を継承しつつ、社会情勢の変化やこれまでの取組の課題を踏まえ、「第2期ふじさんっこ応援プラン」を策定しました。

2 計画の性格

この計画は、次に掲げる性格を有します。

- ・次世代育成支援対策推進法第9条1項に基づく静岡県次世代育成支援対策行動計画
- ・子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく静岡県子ども・子育て支援事業支援計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に基づく静岡県子どもの貧困対策計画
- ・静岡県の新ビジョン「富国・有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくりの分野別計画

3 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 計画の対象

子ども、子どもの親、子どもを取り巻く社会のすべての構成員（家庭、地域、学校、職場等）を対象とします。

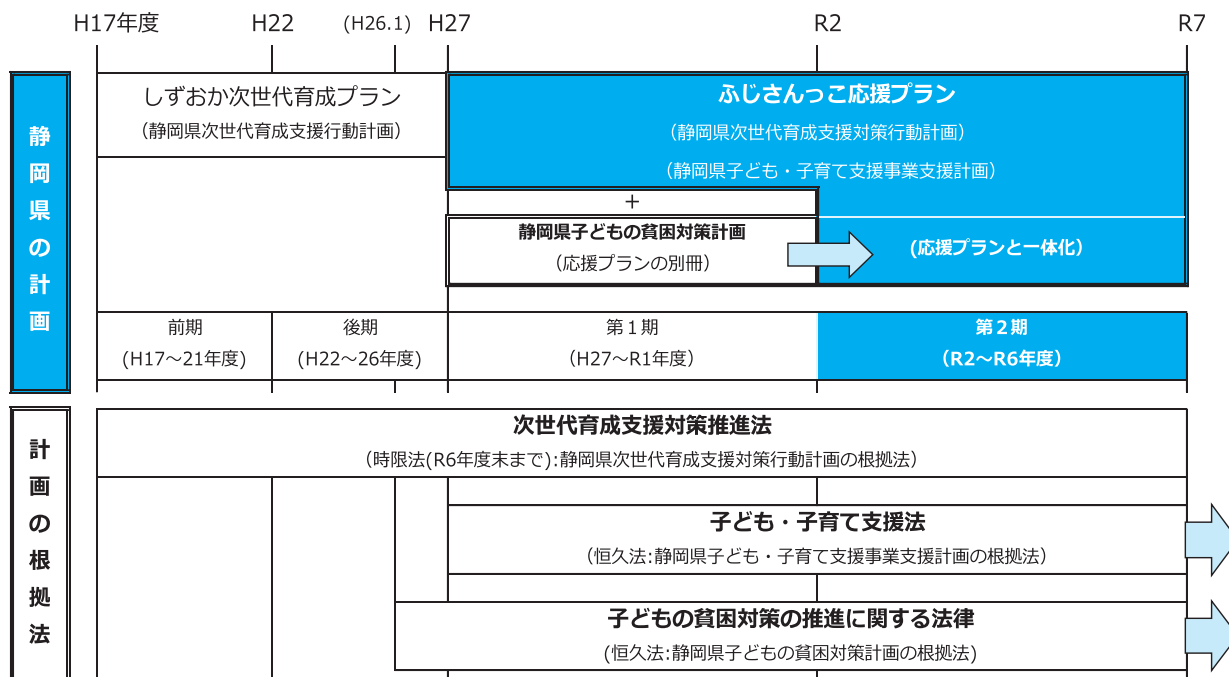


図 1.1 計画と根拠法

第2章 計画策定の背景

1 少子化をめぐる状況

(1) 出生数と合計特殊出生率

毎年の出生数が減少しています

本県の出生数は、第1次ベビーブームの昭和23年頃には約8万人をピークに緩やかに減少しています。

また、合計特殊出生率は、平成15年、16年に過去最低の1.37まで落ち込み、それ以降は緩やかな上昇傾向を示しており、平成30年は1.50となっています。本県の合計特殊出生率は全国平均（1.42）を上回っているものの、依然として、低い水準であり、このまま少子化が進むと、生産年齢人口の減少が更に進むことになります。

（P.77 参照）

(2) 静岡県の人口

本県の人口は減少しており、特に若い世代の転出超過が続いています

本県の人口は平成17年の約379万人をピークに減少に転じ、令和27年（2045年）には約294万人になると推計されています。

また、人口減少の要因の一つである社会移動については、平成25年以降、転出超過数が毎年5,000人以上に拡大しており、特に若い女性の転出超過が顕著となっています。全国的に人口が減少する中、東京圏への人口の一極集中が続いています。

（P.77 参照）

(3) 婚姻と出産

未婚化・晩婚化・晩産化の進行が出生率の低下に影響を与えています

本県の平均初婚年齢は、男女ともに上昇しており、妻の平均出生時年齢も併せて上昇傾向となっています。

また、50歳時未婚率についても、近年、男女ともに上昇が著しく、出生率の低下への影響が懸念されています。

（P.78～79 参照）

(4) 平均理想子ども数と平均予定子ども数

理想とする子どもの数と実際に持つつもりの子どもの数に乖離があります

本県の既婚者にとっての理想的な子どもの数の平均（平均理想子ども数）は、2.43人との回答となり、近年減少傾向にあります。一方で、実際に持つつもりの子どもの数（平均予定子ども数）は2.07人となっています。

理想子ども数と予定子ども数の乖離については、依然として経済的負担を理由とする人が、最も多くなっています。

（P.80～81 参照）

(5) 女性の就労状況**女性の就業割合が高まり、子育てと仕事の両立支援の更なる充実が求められています**

本県の女性の労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下しており、離職する女性が多いことが示されています。共働き世帯が増加していることから、女性が出産後も就業を継続し、子育てと仕事の両立支援策を充実させることが求められています。

（P.82 参照）

(6) 仕事と生活の調和**男女がともに、仕事と生活の調和を実現できる環境づくりが求められています**

男女の家庭での家事・育児時間は、男女間で依然として大きな差があります。平成 30 年度の育児休業取得率は女性の 96.0%に対して、男性は 8.7%と低い水準です。育児休業制度は、原則として 1 歳に満たない子を養育する男女労働者が、法律に基づき、申し出ることにより取得できるものですが、男性の取得率は、女性と比べ、依然として低い状況にあります。男女がともに子育てと仕事を両立するためには、父親の家事・育児の参画、育児休業などの取得が必要となっています。

（P.82～84 参照）

(7) 待機児童の発生**着実な受け皿整備による待機児童の解消が求められています**

共働き世帯の増加により、就学前に保育所等や就学後に放課後児童クラブを利用する子どもの数は年々増えています。本県における認可保育所等利用待機児童数は、子ども・子育て支援制度が施行された平成 27 年度をピークに減少傾向となっていますが、解消していません。

また、放課後児童クラブの状況についても、年々ニーズが高まっており、小学校の余裕教室などの優先的な学校施設の活用により、新たな受け皿の確保を進めています。

（P.85 参照）

(8) 特別な支援を必要とする子ども**児童虐待や貧困などの困難を抱える子どもへの支援の充実が求められています**

平成 30 年度中に県内 7 ヶ所の児童相談所（政令市児童相談所含む）が対応した児童虐待相談件数は 2,911 件となり過去最高を更新しています。児童虐待の種別では「心理的虐待」が最も多く、また、虐待相談の経路別では『警察』からの相談が最も多くなっています。

一方、国が公表している全国の子どもの貧困率は 13.9%（H27：直近値）であり、約 7 人に 1 人が貧困状態となっています。貧困状態で育つ子どもは生活面、学習面など様々な面で不利な状況に置かれ、将来も貧困から抜け出せないなど、貧困の連鎖が懸念されています。

（P.86 参照）

第3章 計画の考え方

1 基本理念及び基本目標

基本理念

子育ては尊い仕事

— 社会全体で、未来を担う子どもと子育て家庭を応援 —

すべての人が、社会に希望と活力を与える子どもを「地域の宝」として再認識するとともに、子どもを生み育てる親をはじめ、子どもを健やかに育てようとするすべての人は、本県における地域社会の発展に寄与する極めて尊い仕事を担っている。

理念の下での「目指すべき社会の姿」

本県は、すべての子どもたちが大切に育まれ、誰もが豊かさを実感でき、子どもたちの笑顔があふれる社会を築き上げていくことを目指します。

基本目標1 結婚や出産の希望がかなえられる社会の実現

結婚や出産は個人の生き方や価値観に基づき、個人の自由な選択に委ねられるものですが、その希望がかなえられていないという現状もあります。

結婚して子どもを生み育てたいと望む方々の希望がかなえられるよう、若者の経済的・社会的自立の促進とともに、結婚、妊娠・出産までの切れ目ない支援を実施し、結婚や出産の希望がかなえられる社会の実現を目指します。

基本目標2 安心して子どもを育てることのできる社会の実現

核家族化や地域のつながりの希薄化に伴う子育て家庭の孤立化に加え、就労環境の多様化や共働き世帯の増加など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

家庭、地域、学校、職場など、あらゆる場において県民一人ひとりが子育てに関心を持ち、社会全体で子育てを応援することができるよう、子どもの成長度合いや育児の状況に応じた柔軟な働き方を促進するとともに、子どもの健やかな成長を支える環境の整備に取り組み、安心して子どもを育てることのできる社会の実現を目指します。

基本目標3 すべての子どもが大切にされる社会の実現

子どもの心身の健やかな発達を妨げ、時には生命をも脅かす児童虐待の発生が後を絶たず、また、子どもの貧困が社会問題化するなど、社会的な支援を必要とする子どもが増加しています。

すべての子どもが、生まれ育った環境を問わず、安心して自立できるよう、虐待や貧困等により社会的な支援を必要とする子どもやその家族に対し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行い、すべての子どもが大切にされる社会の実現を目指します。

基本理念

子育ては尊い仕事

— 社会全体で、未来を担う子どもと子育て家庭を応援 —

基本目標 1

第1 結婚や出産の希望がかなえられる社会の実現

就学・就職
結婚

1 未来を担う若者の育成と支援

- (1) 勤労観・職業観の醸成
- (2) 学生・若者の就職支援
- (3) 結婚支援の推進

妊娠・出産

2 子どもや母親の健康の保持・増進

- (1) 妊娠・出産期から子育て期までの母子への支援
- (2) 子育て支援における医療との連携
- (3) 食育の推進

基本目標 2

第2 安心して子どもを育てることのできる社会の実現

働き方

1 子育てと仕事の両立支援

- (1) 企業における働き方の見直し
- (2) 男性の家事・育児参画の促進

2 地域の子育て支援

- (1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成
- (2) 県民が望む数の子どもを生み育てやすい環境整備

3 保育と放課後児童クラブの充実

- (1) 待機児童の解消を目指す施設整備の促進
- (2) 保育と放課後児童クラブの質の向上

4 子どもの健やかな成長を支える教育の推進

- (1) 幼児教育の充実
- (2) 確かな学力の向上
- (3) 地域ぐるみの教育の推進

5 安全と安心の社会の形成

- (1) 子どもの安全の確保
- (2) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て

基本目標 3

第3 すべての子どもが大切にされる社会の実現

1 配慮が必要な子どもへの支援

- (1) 児童虐待・DV防止対策の推進
- (2) 児童福祉施設・里親等で暮らす子どもへの支援の充実
- (3) ひとり親家庭の自立の促進
- (4) 外国につながる子どもへの支援

2 子どもの貧困対策の充実

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の安定に資するための支援
- (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援
- (4) 経済的支援

3 障害のある子どもへの充実

- (1) 多様な障害に応じたきめ細かな支援
- (2) 特別支援教育の充実

(1) 計画の推進におけるそれぞれの役割

社会全体で、未来を担う子どもと子育て家庭を応援するためには、行政はもとより、家庭、地域、県民、職場等の全ての主体が、それぞれの役割を果たしながら、相互に連携し、取組を進めていくことが重要です。

ア 家庭

家庭は、子育てに関する第一義的責任を有する最も基本的な生活基盤です。子どもの目線に立ち、常に子どもにとって最善の利益を優先するとともに、基本的な生活習慣や社会的な規範を身に付けるように、育てる役割が期待されています。

イ 地域

地域は、子どもの社会性や自主性が養われる場です。子育て家庭にとって、身近な場であることから、互いに支え合いながら、子どもの健全な成長を見守り、育むという役割が期待されています。

ウ 学校等

認定こども園や幼稚園、保育所、学校等は、それぞれの施設における日常生活の中で、子どもたちが多くの時間を過ごす場所であり、幼稚園教諭や保育士、保育教諭等の教職員、友達等とのふれあいを通じて、社会性や豊かな感性、健やかな心身を育むという役割が期待されています。

エ 職場

職場は、子育て中の就業者が、多様な勤務形態の導入や労働時間の短縮等、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような働き方を選択できるよう、子育てしながら働きやすい職場環境づくりを進めることが期待されています。

オ 県民

県民は、子どもが社会生活の中で大人の振る舞いを吸収して日々成長していくことを改めて確認し、子どものより良い育ちの実現に資するよう、常に子どもの模範として振る舞うことが期待されています。

カ 市町

市町は、幼児期の学校教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援に関する住民サービスの実施主体として、子どもの最善の利益の実現に向けて、子どもと子育て家庭を支援する役割を担っています。

キ 県

県は、広域的観点から施策を推進するとともに、市町が実施する子ども・子育て支援が円滑に進むよう、制度面での改善点などを国に対して伝え、要望していく役割を担っています。

ク 国

国は、子ども・子育て支援に関する制度上の問題点に対して、制度設計を行う立場から、各般の措置を講じる役割を担っています。

(2) 県の推進体制

この計画を着実に推進するためには、関係部局間の連携のもと、横断的に取り組んでいくことが必要となります。

このため、副知事を本部長とする「ふじさんっこ応援推進本部」の下、関係部局間の連携を図り、全庁を挙げて効果的に施策を推進します。

(3) 静岡県の新ビジョン（静岡県総合計画基本構想）との関係

静岡県では、平成 30 年 3 月に策定した静岡県の新ビジョンにおいて、「子育ては尊い仕事」の理念の下、「結婚を希望する人が結婚でき、子どもを持ちたいと望む人が、理想とする数の子どもを安心して生み育てられる社会」の実現を目指しており、これは、本プランの基本理念と一致しています。

また、静岡県の新ビジョンでは、目指すべき姿の具体的イメージの一つとして「自分が望む数の子どもを生み育てられる社会に」を掲げ、その現状を確認するための基準として、「合計特殊出生率の向上」を位置付けていることから、このことに留意しながら、本プランを推進していきます。

4 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に掲げる施策の実施状況については、毎年度、点検及び評価を実施し、子ども・子育て支援法第 77 条第 4 項に規定する審議会その他の合議制の機関として位置づけられている「静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て支援部会」において審議します。なお、数値目標の進捗状況等については、毎年度、県のホームページで公表します。

(2) 計画の見直し

今後の社会情勢の変化や国の施策の動向、市町における子ども・子育て支援事業計画（以下「市町計画」という。）の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、計画期間内であっても、適宜、計画内容の見直しを行います。

5 市町との連携及び協働

(1) 市町計画との関係

市町が市町計画に基づいて実施する、幼児期の学校教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援が円滑に進むよう、県は本計画に基づき、市町に対し、助言や情報提供を実施するとともに、制度面での改善点などを国に対して伝え、要望するなど、必要な支援を行います。

(2) 県と市町との連携

県と市町を構成員とする「ふじのくに少子化対策連携会議」を設置し、県内市町が抱える少子化に関する課題を把握し、その共有化と課題の解決に向けた取組を検討します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の推進

市町は、子ども・子育て家庭等を対象に、市町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て支援法第 59 条で規定されている「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。（P.89 参照）

県では、これらの事業が円滑に実施できるよう、助言・援助等必要な支援を行います。